

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(概要)

1 改正の趣旨

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者等に対する給付金の請求期限について、現下の請求状況等を勘案して延長するとともに、給付金の支給対象について拡大する等の措置を講ずるもの。

2 改正の概要

(1) 給付金の請求期限の延長

給付金の請求期限(平成29年1月12日までに提訴)を、**平成34年1月12日まで、5年間延長する。**

- B肝特措法の対象者の認定は、裁判上の和解手続き等で行う。
- 現下の請求状況を踏まえると、対象者の多くが提訴していないと考えられる。
 - ・推計対象者数の約45万人に対し、提訴者実績は約3万人(平成28年1月現在)
 - ・提訴件数は平成27年度に入って増加傾向にあり、毎月約1000件程度

(2) 給付金の支給対象の拡大

死亡又は発症後提訴までに20年を経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者等に対する給付金額を法律上に新たに位置づける。

- 平成27年3月27日に、国と原告団・弁護団との間で、死亡又は発症後提訴までに20年を経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者等に和解金を支払うこと及びその金額等を合意済み。

【現行】			【改正後】		
	右以外	発症後20年を経過した者		右以外	発症後20年を経過した者
死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	定めなし		3,600万円	900万円
肝硬変(軽度)	2,500万円	定めなし		2,500万円	600万円(300万円*)
慢性肝炎	1,250万円	300万円(150万円*)		1,250万円	300万円(150万円*)
無症候性キャリア	600万円	50万円		600万円	50万円

*現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付金額。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(一部公布日施行)